

第3回

谷村第一小学校・都留文科大学附属小学校

統合準備委員会資料

令和7年12月2日（火）午後6時30分から
教育プラザ都留 3階 大研修室

1. 統合後の校名等について

(1) 学校の名称

(案1)(条例第2条の表に規定する表記)

都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校

【説明】

都留文科大学の附属小学校としての位置づけを受け継ぎ、固有の名称である「谷村第一小学校」の前に「都留文科大学附属」を加えた名称とする。

(案2) (条例第2条の表に規定する表記)

**都留文科大学附属
都留市立谷村第一小学校**

【説明】

都留市が設置する小学校（谷村第一小学校）を公立大学法人が設置する都留文科大学の附属小学校に位置付ける意味で、条例において学校の名称「都留市立谷村第一小学校」に「都留文科大学附属」を冠して表記する。

都留市立学校設置条例（昭和51年都留市条例第22号）

(設置)

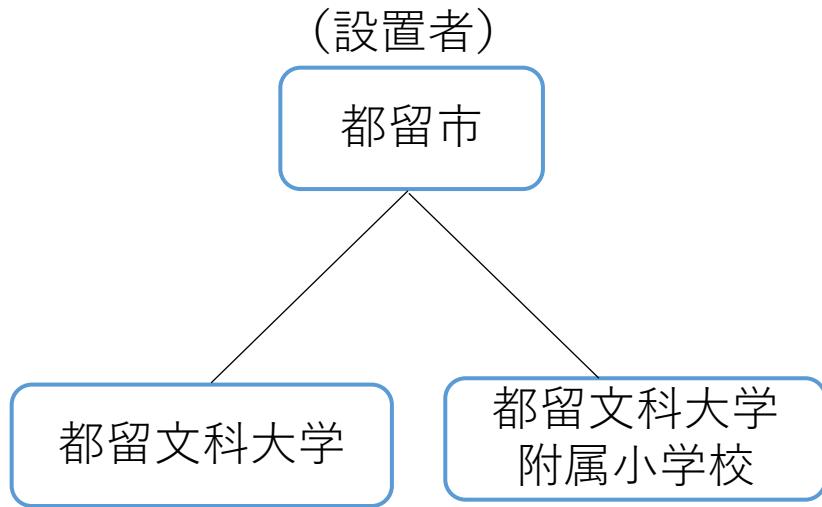
第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき、学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
都留市立都留第一中学校	都留市大野52番地5
都留市立都留第二中学校	都留市四日市場750番地
都留市立東桂中学校	都留市桂町840番地
都留市立谷村第一小学校	都留市上谷一丁目1番2号
都留市立谷村第二小学校	都留市法能923番地
都留市立都留文科大学附属小学校	都留市大野396番地
都留市立東桂小学校	都留市桂町796番地の1
都留市立宝小学校	都留市大幡1143番地
都留市立禾生第一小学校	都留市古川渡553番地
都留市立禾生第二小学校	都留市小形山753番地

公立大学法人設立前



公立大学法人設立後



- 都留文科大学は、公立大学法人都留文科大学が設置する大学
- 公立大学法人都留文科大学は、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき都留市が設立した法人
- 都留文科大学附属小学校は、都留市が都留文科大学を設置運営していた昭和39年4月に都留文科大学の附属小学校と位置付けられ改称した。
- 都留文科大学は、平成21年4月に公立大学法人に設置者が変わったが、都留市と同法人が合意のもと都留市立都留文科大学附属小学校を同大学の附属小学校と位置づけている。

【谷村第一小学校 沿革】

明治6年 公立小学谷村学校として開業
明治13年7月 中学校科設立
明治16年10月 高等小学校と改称
明治20年4月 尋常小学校と改称
明治25年6月 改正小学校令により高等科を併置
明治25年7月 谷村尋常高等小学校と改称
昭和16年4月 谷村国民学校と改称
(昭和17年4月 開地村と三吉村が谷村町に合併)
昭和17年4月 谷村第一国民学校と改称
昭和22年4月 谷村第一小学校と改称
昭和25年6月 新校章決定
昭和28年11月 80周年記念式典 新校歌発表 新校旗樹立
(昭和29年4月 都留市制施行)



【都留文科大学附属小学校 沿革】

明治7年3月 三吉小学校(真福寺)、同政伝分校(三輪神社)として創立
明治9年1月 それぞれ開地学校、政伝学校となる
明治20年4月 三吉尋常小学校開地分校となり、政伝は分教場となる
明治22年7月 三吉から分離し開地尋常小学校となる
明治30年3月 大津(現在地)に新校舎落成
大正8年4月 開地尋常高等小学校となる
昭和16年4月 開地国民学校となる
(昭和17年4月 開地村と三吉村が谷村町に合併)
昭和17年4月 谷村第三国民学校となる
昭和22年4月 谷村第三小学校となる
(昭和29年4月 都留市制施行)
昭和39年4月 都留文科大学附属小学校となる
昭和39年10月 校章制定、校旗樹立
昭和41年10月 校歌制定
平成27年4月 教育課程特例校による「英語科」開始

校名(案1) 「都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校」の場合

令和9年4月 都留文科大学附属小学校と統合し都留文科大学附属谷村第一小学校と改称

校名(案2) 「都留文科大学附属 都留市立谷村第一小学校」の場合

令和9年4月 都留文科大学附属小学校と統合し都留文科大学の附属小学校となる

(2) 校歌について

谷村第一小学校校歌

作詞 古田 拡 作曲 井上武士

- 1 春はあけぼの 不二の嶺 花にあけゆく 城山の
礎固き 伝統に 文化の薰り 馨しく
谷村第一小学校
- 2 若鮎躍る 桂川 清き流れに 日新の
つきせぬ教え 汲み交わす わが友垣の 常若に
谷村第一小学校
- 3 根差しも深き 大杉の 梢にひびく 簿の音
生産の歌 逞しく 平和の道を 一筋に
谷村第一小学校

※1【著作者】

作詞：古田拡氏については、国文学者、国語教育者、和光大学名誉教授（1896年6月生～1985年7月1日没）と思われる。

作曲：井上武士氏（1894年8月生～1974年11月8日没）については、「谷村第一小学校校歌」の作曲者として日本著作権協会（JASRAC）に登録があり、同協会に問い合わせたところ、権利元（音楽出版社等）の記録はない。

校名（案1） 「都留文科大学附属谷村第一小学校校歌」とするには、作詞者及び作曲者の許諾が必要だが、既に亡くなっているため、著作権法第60条の規定により題名変更は原則としてできない※1。このため、「谷村第一小学校校歌」をそのまま継承することのはず※2を検討する必要がある。「非」の場合は、校歌を新規作成することを検討する。

※2【考え方】

「都留文科大学附属谷村第一小学校」に改称しても、同校の歴史を踏まえ「谷村第一小学校校歌」を継承することを「是」とするか「非」とするか。

校名（案2） 「谷村第一小学校校歌」を継承することに問題はない。

(3) 校章 校名の（案1）（案2）いずれの場合も現谷村第一小学校の校章を継承する。



現谷村第一小学校の校章

【考え方】

谷村町制下の昭和25年6月に、この校章を定め、昭和29年4月29日の都留市制施行後もこの校章を継承している。校名が「都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校」となる場合でも、違和感はない。

(4) 校旗

現谷村第一小学校の校旗



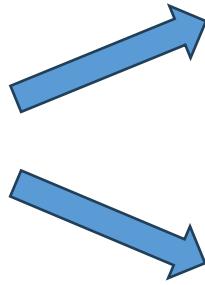
両面

(案1) の校名の場合は、現行の校旗デザインに「都留文科大学附属」を加えて新規作成（業者に確認したところ、既存の校旗への文字追加は難しい。）



新規作成イメージ

(5) 校名プレート



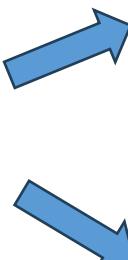
(案 1)

都留市立
都留文科大学附属
谷村第一小学校

(案 2)

都留文科大学附属
都留市立
谷村第一小学校

(案 1)



(案 2)

都留文科大学附属
都留市立谷村第一小学校